



平成 25 年 10 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ビックカメラ  
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 宏幸  
(コード番号：3048 東証一部)  
問合せ先 取締役経営企画本部長 安部 徹  
T E L 03-3987-8785

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 11 日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成 25 年 11 月 26 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

当社は、本日公表の「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、平成 26 年 3 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用する旨決議いたしました。

上記の変更に伴い、変更案第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設し、必要となる条数の繰り下げを実施、合わせて附則の変更を行うものです。

#### 2. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 11 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 26 年 3 月 1 日

3. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更後
<p>第2章 株式 (新設)</p>	<p>第2章 株式 <u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第8条～第48条 (条文省略) 附則 1. 第5条の変更ならびに第7条の新設及びそれらに伴う条文の繰り下げは、平成26年3月1日から効力を発生する。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</p>	<p>第9条～第49条 (現行どおり) 附則 1. 第5条の変更、第7条及び第8条の新設ならびにそれらに伴う条文の繰り下げは、平成26年3月1日から効力を発生する。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</p>

上記、現行定款につきましては、本日公表の「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」の変更後の定款を反映しております。

以 上